

別表 1

番号	傍受令状		通信手段の種類	実施期間						第20条第1項等の傍受の実施	逮捕人員数(人)	
	請求(件)	発付(件)		罪名(罰条)	(日間)	通話回数(回)	第29条第3項		第29条第4項			
							第1号(回)	第3号(回)	第1号(回)			第3号(回)
1	2	2	覚醒剤取締法違反(同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	20	342	18	0	6	0	㊦㊧	6
					17	232	3	0	15	0	㊦㊧	
2	2	2	覚醒剤取締法違反(同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	26	267	-	-	22	0	㊧	10
					26	198	75	0	17	0	㊦㊧	
3	2	2	覚醒剤取締法違反(同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	29	551	212	0	141	0	㊦㊧	5
					29	38	3	0	1	0	㊦㊧	
4	1	1	覚醒剤取締法違反(同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	8	160	2	0	3	0	㊦㊧	5
5	2	2	覚醒剤取締法違反(同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	30	473	-	-	46	0	㊧	9
					30	239	-	-	86	0	㊧	
6	2	2	覚醒剤取締法違反(同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	30	725	69	0	89	0	㊦㊧	11
					30	650	109	0	71	0	㊦㊧	

番 号	傍 受 令 状		通信 手段 の種 類	実 施 期 間				第20 条第 1項 等の 傍受 の実 施	逮 捕 人 員 数 (人)			
	請 求 (件)	発 付 (件)		罪 名 ( 罰 条 )	(日間)	通 話 回 数 (回)	第29条第3項			第29条第4項		
							第1号 (回)			第3号 (回)	第1号 (回)	第3号 (回)
7	1	1	覚醒剤取締法違反（同 法第41条の2第2項、 同第1項、刑法第60条） 【営利目的の覚醒剤譲 渡】	携帯電話	26	239	48	0	10	0	㊦㊧	6
8	1	1	覚醒剤取締法違反（同 法第41条の2第2項、 同第1項、刑法第60条） 【営利目的の覚醒剤譲 渡】	携帯電話	23	627	36	0	29	0	㊦㊧	2
9	1	1	覚醒剤取締法違反（同 法第41条の2第2項、 同第1項、刑法第60条） 【営利目的の覚醒剤譲 渡】	携帯電話	15	173	48	0	26	0	㊦㊧	1
10	2	2	銃砲刀剣類所持等取締 法違反（同法第31条の 3第2項、同第1項前 段、第3条第1項、刑 法第60条） 【拳銃の加重所持】	携帯電話	10	377	0	0	3	0	㊦㊧	2
					10	59	1	0	0	0	㊦㊧	
11	3	3	銃砲刀剣類所持等取締 法違反（同法第31条の 3第2項、同第1項前 段、第3条第1項、刑 法第60条） 【拳銃の加重所持】	携帯電話	30	75	0	0	0	0	㊦㊧	1
					30	722	4	0	14	0	㊦㊧	
					30	869	2	0	9	0	㊦㊧	

番号	傍受令状		通信手段の種類	実施期間				第20条第1項等の	逮捕人員数(人)			
	請求(件)	発付(件)		罪名(罰条)	(日間)	通話回数(回)	第29条第3項			第29条第4項		
							第1号(回)			第3号(回)	第1号(回)	第3号(回)
12	3	3	銃砲刀剣類所持等取締法違反(同法第31条の3第2項、同第1項後段、第3条第1項、刑法第60条) 【拳銃の加重所持】	携帯電話	7	17	0	0	1	0	㊦㊧	2
					20	156	1	0	2	0	㊦㊧	
					20	146	5	0	1	0	㊦㊧	
13	4	4	麻薬特例法違反(同法第5条第4号、第8条第2項、覚醒剤取締法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【業として行う覚醒剤等の譲渡】	携帯電話	30	285	23	0	4	0	㊦㊧	7
					25	297	23	0	65	0	㊦㊧	
					5	57	7	0	6	0	㊦㊧	
					30	64	3	0	1	0	㊦㊧	
14	2	2	組織的犯罪処罰法違反(同法第3条第1項第7号、第4条、刑法第199条、第60条) 【組織的な殺人未遂】	携帯電話	20	1025	-	-	0	0	㊧	0
					16	1012	-	-	0	0	㊧	
15	2	2	殺人(刑法第199条、第60条)	携帯電話	20	116	-	-	0	0	㊧	0
					20	159	-	-	0	0	㊧	

番 号	傍 受 令 状			通 信 手 段 の 種 類	実 施 期 間				第20 条第 1項 等の 傍受 の実 施	逮 捕 人 員 数 (人)		
	請 求 (件)	発 付 (件)	罪 名 ( 罰 条 )		(日 間)	通 話 回 数 (回)	第29条第3項				第29条第4項	
							第1号 (回)	第3号 (回)			第1号 (回)	第3号 (回)
16	1	1	監禁（刑法第220条、 第60条）	携 帯 電 話	10	297	-	-	0	0	㊦	0
17	1	1	窃盗（刑法第235条、 第60条）	携 帯 電 話	30	82	1	0	9	0	㊦㊧	0
18	2	2	窃盗（刑法第235条、 第60条）	携 帯 電 話	12	494	-	-	3	0	㊦	3
					12	277	-	-	21	0	㊦	
19	1	1	窃盗（刑法第235条、 第60条）	携 帯 電 話	22	64	-	-	5	0	㊦	0
20	2	2	窃盗未遂（刑法第235 条、第243条、第60条）	携 帯 電 話	10	345	-	-	8	0	㊦	0
					10	154	-	-	11	0	㊦	
21	1	1	窃盗未遂（刑法第235 条、第243条、第60条）	携 帯 電 話	10	49	-	-	0	0	㊦	0

番号	傍受令状		通信手段の種類	実施期間				第20条第1項等の傍受の実施	逮捕人員数(人)			
	請求(件)	発付(件)		罪名(罰条)	(日間)	第29条第3項				第29条第4項		
						第1号(回)	第3号(回)			第1号(回)	第3号(回)	
22	2	2	詐欺(刑法第246条第1項、第60条)	携帯電話	30	362	-	-	14	0	㊦	0
					20	425	-	-	21	0	㊦	

(注1)「麻薬特例法」とは「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」をいい、「組織的犯罪処罰法」とは「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」をいう。

(注2)「第20条第1項等の傍受の実施」欄における㊦～㊨は以下の方法をいう。

- ㊦：第20条第1項の規定による傍受を実施したとき
- ㊧：第23条第1項第1号の規定による傍受を実施したとき
- ㊨：第23条第1項第2号の規定による傍受を実施したとき

別表 2  
(令和 4 年)

番号	傍 受 令 状			新たに逮捕した人員数 (人)
	請求 (件)	発付 (件)	罪名 (罰条)	
2	2 (報告済み)	2 (報告済み)	覚醒剤取締法違反 (同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	2
7	3 (報告済み)	3 (報告済み)	覚醒剤取締法違反 (同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	1
8	2 (報告済み)	2 (報告済み)	覚醒剤取締法違反 (同法第41条の2第2項、同第1項) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	2
11	2 (報告済み)	2 (報告済み)	覚醒剤取締法違反 (同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	7
12	2 (報告済み)	2 (報告済み)	覚醒剤取締法違反 (同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	13

(注1) 「新たに逮捕した人員数」とは、令和4年中に傍受を実施した事件に関して、令和5年中に新たに逮捕した人員数をいう。

(注2) 平成14年から令和3年までに傍受を実施した事件に関して、令和5年中に新たに逮捕した者はいなかった。